豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の 設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の手引



令和4年8月 豊橋市環境部 廃棄物対策課・環境保全課

目 次

逐条解説

第 1 条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	市の責務	5
第4条	事業者及び関係住民の責務	5
第5条	事業計画書の提出	6
第6条	関係地域の設定等	9
第7条	告示及び縦覧	13
第8条	周知計画書の提出	14
第9条	説明会の開催等	14
第 10 条	関係住民の意見書の提出	16
第 11 条	見解書の提出	16
第 12 条	意見の調整	17
第 13 条	環境保全協定の締結	17
第 14 条	事業計画書等の変更	18
第 15 条	事業計画の廃止の届出等	19
第 16 条	あっせん	20
第 17 条	あっせんの打切り	21
第 18 条	環境保全誓約書の提出	21
第 19 条	産業廃棄物処理施設等設置調整委員会	22
第 20 条	報告の徴収	23
第 21 条	勧告及び公表	23
第 22 条	適用除外	24
第 23 条	委任	26

豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の 設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例・規則

逐 条 解 説

条例

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設又は汚染土壌処理施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)の設置に係る計画の事前公開及び紛争のあっせんに関し必要な事項を 定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整を図ることを 目的とする。

規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成18年豊橋市条例第22号。以下「条例」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条の規定は、この条例の目的を明らかにしたものであり、本条例の全ての条文は、この目的を達成するための規定である。

また、産業廃棄物処理施設又は汚染土壌処理施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)の建設計画を早い段階で住民に公開し、住民と事業者も双方が意見を交換することなどの本条例の手続を経ることにより、適正な施設の適正な立地に対して、住民と事業者の間で円滑に合意形成が図られることが期待されるところである。

【解説】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)では、産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の溶融施設、PCB 処理施設、廃水銀等の硫化施設及び最終処分場を対象として、その設置や維持管理に関する計画の告示・縦覧及び利害関係者の意見提出を定めているが、事業者と住民の間で意見交換が行える制度とはなっていない。

また、廃棄物処理法で対象としている産業廃棄物処理施設以外の施設は、施設許可を必要とする施設も含め廃棄物処理法による事前手続が義務付けられていないのが現状である。しかしながら、地域住民にとっては、どのような産業廃棄物処理施設であっても、そこに持ち込まれる物が廃棄物である限り差異はなく、施設の種類や規模によって意見書提出等の機会が定められていない廃棄物処理法の規定は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争発生要因のひとつになっていると考えられる。

汚染土壌処理施設にあっては、平成 21 年 4 月の土壌汚染対策法の改正により、汚染土壌処理業の許可制度が新たに設けられたが、汚染土壌の処理を行おうとする事業者が事前に周辺住民へ事業計画の説明を行うなどの住民合意形成のための規定はなく、汚染土壌処理施設の設置についても、産業廃棄物処理施設と同様に事業者と周辺住民との間の紛争が懸念される。

このようなことから、本条例は、産業廃棄物処理施設等の設置に当たっての事業計画の 事前公開、地域住民の意向反映、紛争のあっせん、環境保全協定の締結等について定める ことにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整を図るものである。

条例

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第2条第4項の産業廃棄物をいう。
 - (2) 汚染土壌 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 16 条第 1 項の汚染土壌をいう。
 - (3) 産業廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 産業廃棄物を処分する施設
 - イ 産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する産業廃棄物の積替え又は保管 を行う施設
 - (4) 汚染土壌処理施設 土壌汚染対策法第22条第1項の汚染土壌処理施設をいう。
 - (5) 産業廃棄物処理施設等の設置 産業廃棄物処理施設等の新たな設置又は規則で定める変更をいう。
 - (6) 紛争 産業廃棄物処理施設等の設置に伴い、関係地域に生じるおそれのある環境の保全上の支障に関して、関係住民と事業者との間で生じる争いをいう。
 - (7) 事業者 産業廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。
 - (8) 関係地域 産業廃棄物処理施設等の設置に伴い、環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。
 - (9) 関係住民 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動を行う者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。

規則

(条例第2条第5号の規則で定める変更)

- 第2条 条例第2条第5号の規則で定める変更は、次のとおりとする。
 - (1)条例第2条第3号アの施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第15条の2の6第1項に規定する変更
 - (2)条例第2条第3号アの施設のうち前号に規定する施設を除いた施設に係る次に掲げる変更
 - ア 廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項に規定する産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更 (同項ただし書に規定する変更を除く。) 又は廃棄物処理法第 14 条の 5 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更(同項ただし書に規定する変更を除く。)
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)第 10 条の 4 第 1 項又は第 10 条の 16 第 1 項の申請書に記載した処理能力の 10 パーセント以上の増加変更
 - ウ 当該施設の設置場所の変更

- (3) 条例第2条第3号イの施設に係る次に掲げる変更
 - ア 廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項に規定する産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の範囲の変更(同項ただし書に規定する変更を除く。)又は廃棄物処理法第 14 条の 5 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬の事業の範囲の変更(同項ただし書に規定する変更を除く。)
 - イ 廃棄物処理法施行規則第9条の2第1項又は第10条の12第1項の申請書に記載 した積替え又は保管の場所の面積の10パーセント以上の増加変更
 - ウ 当該施設の積替え又は保管の場所の変更
- (4) 汚染土壌処理施設に係る土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 23 条第 1 項 に規定する変更 (同項ただし書に規定する変更を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、周辺の生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更

(関係住民)

- 第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める利害関係を有する者は、産業廃棄物処理施設又は汚染土壌処理施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)の用に供する土地(これと一体的に使用する土地並びに産業廃棄物又は汚染土壌の搬入及び搬出のための通路として使用する土地を含む。以下「事業用地」という。)の境界線から6メートル以内にある土地の所有者(条例第7条に定める告示の日(第25条各号に規定する適用除外施設にあっては、周知計画書を市長に提出した日)以後に当該土地を取得した者を除く。)とする。
- 附 則 (平成 18年3月31日規則第52号)

(経過措置)

2 産業廃棄物処理施設に係るこの規則の適用については、第 2 条第 1 号に規定する処理 能力、同条第 2 号イに規定する申請書に記載した処理能力及び同条第 3 号イに規定する 積替え又は保管の場所の面積は、この規則の施行の日現在のものとする。ただし、条例 の手続を経て変更したものは、変更後のものとする。

[趣旨]

本条の規定は、本条例において使用する用語の定義を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 「産業廃棄物」の定義は廃棄物処理法と同じ定義で用いることとする。
- 2 「汚染土壌」の定義は土壌汚染対策法と同じ定義で用いることとする。
- 3 「産業廃棄物処理施設」とは、原則として全ての産業廃棄物を処分する施設及び産業 廃棄物収集運搬業者が積替え又は保管を行う施設をいう。ただし、条例第22条第1項に 規定する施設(24頁参照)については、本条例の対象から除外する。
- 4 「汚染土壌処理施設」とは、土壌汚染対策法と同じ定義で用いることとする。
- 5 「産業廃棄物処理施設の設置」とは、産業廃棄物処理施設の新設のほか、下記の変更 も対象とする。

- ① 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の場合
 - ・施設の変更許可を必要とする変更。

なお、事業者が現在使用している産業廃棄物処理施設を、現行許可の処理能力(当該処理能力について軽微変更による増加を行ったものは、変更前のもの)から 10 パーセント未満の増加変更の範囲内においてに更新する場合は、豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則(平成 18 年豊橋市規則第 52 号。以下「規則」という。)第 2 条第 1 号の「廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する変更」に該当しない。

ただし、この場合でも、廃棄物処理法第 15 条第 4 項において縦覧等を要する産業廃棄物処理施設を更新する場合は、関係地域の生活環境の保全上の影響を考慮し、規則第 2 条第 5 号による変更となる。

- ② ①以外の産業廃棄物処理施設の場合
 - ・処分業の変更許可となる事業範囲の変更
 - ・処分業の処理能力(当該処理能力について条例の手続を経て変更をしたものは、変更後のもの)の10パーセント以上の増加変更
 - ・ 当該施設の設置場所の変更
- ③ 産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する産業廃棄物の積替え又は保管を行う施設の場合
 - ・収集運搬業の事業範囲の変更のうち積替え又は保管の品目の追加変更
 - ・収集運搬業の積替え又は保管場所の面積(当該面積について条例の手続を経て変更をしたものは、変更後のもの)の10パーセント以上の増加変更
 - ・当該施設の積替え又は保管場所の変更
- ④ 汚染土壌処理業の変更の許可を必要とする変更
- ⑤ 周辺の生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更としては、例 えば、処分業に係る敷地を増加させることによって産業廃棄物の保管場所を増設する 場合などが考えられる。

また、既存の産業廃棄物処理施設において処理能力等に変更があった場合には、申請 当初の処理能力等ではなく変更後の処理能力等が要件の対象となるため、施行日現在の ものとすることにより処理能力等の適用の時期を明確にする。

6 どのような状態が「紛争」であるのかは個別具体的に判断することとなるが、一般的 には当事者間において一定の事項に関する主張が一致しないことにより生じる争いをい うものと考える。

また、産業廃棄物処理施設等の設置に伴い、関係地域に生じるおそれのある環境の保全上の支障は、人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境に対するものも含むものとする。しかし、単に地域での人間関係に起因するものや、補償等に係る金銭問題に起因するもの、事業者が行う業務のうち当該産業廃棄物処理施設等の設置に係わりのない業務に関するものは除外される。

7 「関係地域」とは、紛争の予防及び調整を図る必要がある地域である。また、「環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域」とは、受忍限度の範囲を基準として、産業廃

棄物処理施設の設置に伴って権利に影響を受ける又はそのおそれがある者が存在する地域と考える。

- 8 「関係地域内で事業活動を行う者」には、関係地域内に事業所、事務所等を有する者 はもちろんのこと、農業、林業、漁業を営んでいる者を指し、移動しながら一時的に関 係地域内で物を販売する者や単に山林等を所有しているだけの地主等は除く。
- 9 「その他規則で定める利害関係を有する者」とは、事業用地の境界線から 6 メートル 以内にある土地の所有者とする。ただし、告示の日(告示をしない施設にあっては、周 知計画書を市長に提出した日)以後に当該土地を取得した者は除く。

条例

(市の責務)

- 第3条 市は、産業廃棄物処理施設等の設置が適正かつ円滑に行われるように、事業者に対し関係地域の環境の保全に十分配慮するよう指導するとともに、産業廃棄物又は汚染土壌の適正な処理に関する関係地域への啓発に努めるものとする。
- 2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

【趣旨】

本条の規定は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、市が果たすべき役割を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 第1項は、市は事業者が生活環境の保全に配慮するように指導するとともに、産業廃棄物の適正な処理に関する正しい理解が得られるよう関係地域に啓発していくべきことを規定している。
- 2 第 2 項は、従来の要綱等による行政指導に替わって、本条例に基づく公平な合意形成 の手続の中で市が積極的役割を果たすべきことを規定している。

条例

(事業者及び関係住民の責務)

- 第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、関係地域の環境の保全に 十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努 めなければならない。
- 2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条の規定は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、事業者 及び関係住民が果たすべき責務を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 第1項は、事業者は産業廃棄物処理施設等の設置に当たり、関係地域の生活環境の保 全上の影響に十分配慮するとともに、自ら関係住民の理解を得るように努めるべき旨を 定めたものである。
- 2 第 2 項は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と解決は、当事者間の自主 的に解決を図ろうとする意志なくしては達成できないことから事業者及び関係住民双方 の努力義務と本条例に基づき市が行う施策へ協力すべきことを定めたものである。

条例

(事業計画書の提出)

- 第5条 事業者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設等の設置に係る計画 (以下「事業計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した事業計画書(以下「事 業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所
 - (3) 産業廃棄物処理施設等の種類
 - (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類
 - (5) 産業廃棄物処理施設等の処理能力(最終処分場の場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容積、埋立処理施設の場合にあっては埋立処理の用に供される場所の面積及び埋立容積、自然由来等土壌利用施設の場合にあっては利用の用に供される場所の面積及び利用容積)
 - (6) 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画
 - (7) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
 - (8) 産業廃棄物の最終処分場又は汚染土壌の埋立処理施設若しくは自然由来等土壌利用施設である場合にあっては、災害防止のための計画
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 事業計画書には、当該産業廃棄物処理施設等の設置をすることが周辺地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果その他規則で定める事項を記載した書類(以下「環境保全対策書」という。)を添付しなければならない。
- 3 事業者は、規則に定める距離の区域内に当該産業廃棄物処理施設等の設置をする場合には、前項の環境保全対策書と併せて、騒音に関する自主規制目標値その他規則で定める事項を記載した環境保全のための目標等の遵守を内容とする誓約書(以下「遵守誓約書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 4 事業計画書、環境保全対策書及び遵守誓約書(以下「事業計画書等」という。)の提出 は、当該産業廃棄物処理施設等の設置に係る廃棄物処理法又は土壌汚染対策法に基づく 申請その他の行為(規則で定めるものに限る。)の前にしなければならない。

規則

(事業計画書)

- 第4条 条例第5条第1項の事業計画書は、様式第1によるものとする。
- 2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 産業廃棄物処理施設等の周辺の見取図又は位置図
 - (2) 事業用地の計画平面図
 - (3) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書
 - (4) 事業者が事業用地の所有権原を有しない場合には、使用権原を有することを証する 書類
 - (5) 産業廃棄物処理施設等の平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (6) 産業廃棄物処理施設等の構造を明らかにする設計計算書
 - (7) 産業廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
 - (8) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあっては産業廃棄物の処理工程図、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設にあっては汚染土壌の処理工程図
 - (9) 事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (10)事業者が個人である場合には、住民票の写し
- 3 条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 産業廃棄物処理施設等の設置に関連して必要とされる廃棄物処理法及び土壌汚染対策法以外の法令に基づく許可、認可、届出等の種類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、紛争の予防及び調整のために市長が必要と認める事項

(環境保全対策書)

- 第5条 条例第5条第2項の環境保全対策書は、様式第2によるものとする。
- 2 廃棄物処理法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設又は汚染土壌処理施設にあっては、前項の環境保全対策書には、次に掲げる項目に関し、当該施設の設置をすることが周辺地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果並びに当該調査の結果に基づく環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載しなければならない。
 - (1) 大気汚染
 - (2) 水質汚濁
 - (3) 騒音
 - (4) 振動
 - (5) 悪臭
 - (6) 土壌汚染
 - (7) 搬出入車両
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- 3 前項の規定は、廃棄物処理法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業 廃棄物処理施設について準用する。この場合において、「周辺地域の環境に及ぼす影響に ついての調査の結果」とあるのは「周辺地域の環境に及ぼす影響についての予測」と、 「当該調査の結果」とあるのは「当該予測」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により準用される第 2 項各号に掲げる項目のうち、当該産業廃棄物処理施設の設置をすることが周辺地域の環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが明らかな項目は、その理由を付して当該項目の記載をしないことができる。

(条例第5条第3項の規則で定める距離の区域及び遵守誓約書の記載事項)

- 第6条 条例第5条第3項の規則で定める距離の区域は、次のいずれかに該当する区域と する。
 - (1) 市街化区域の場合においては、準工業地域、工業地域又は工業専用地域を除いた用途地域及びその境界から 100 メートル未満の区域
 - (2) 市街化調整区域の場合においては、既存集落(概ね50戸以上の住宅が連たんしているものに限る。)又は住居系の用途地域境界から100メートル未満の区域
 - (3) 学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する施設から 100 メートル未満の区域
- 2 条例第5条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 緩衝緑地帯等の設置に関すること。
 - (2) 営業時間及び操業形態に関すること。
 - (3) その他当該区域及び当該施設に応じた必要事項

(条例第5条第4項の規則で定める行為)

- 第7条 条例第5条第4項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 廃棄物処理法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可の申請
 - (2) 廃棄物処理法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において準用する廃棄物処理法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る工事の着手
 - (3) 第 1 号の申請又は前号の届出を要しない産業廃棄物処理施設にあっては、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る工事の着手
 - (4) 土壌汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の規定による許可の申請

【趣旨】

- 1 条例第 5 条第 1 項は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関して、事業者の事業計画の内容をあらかじめ把握するために、事業者に対して「事業計画書」に記載すべき事項を明らかにしたものである。
- 2 条例第 5 条第 2 項は、当該事業計画書には、周辺地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果とこれに対して事業者が講じようとしている対策を記載した「環境保全対策書」を添付すべきことを規定したものである。
- 3 条例第 5 条第 3 項は、特に環境保全の必要な地域を定め、騒音の自主基準目標値等の 環境保全に必要な目標を遵守することを誓約する「遵守誓約書」を提出すべきことを規 定したものである。
- 4 条例第5条第4項は、上記の書類は廃棄物処理法又は土壌汚染対策法に基づく申請等

の前にすることを規定したものである。

【解説】

- 1 事業計画の内容を把握するために必要とする書類として、「事業計画書」には、規則 第4条により廃棄物処理法又は土壌汚染対策法の許可申請と同様の事項について記載す ることを求めている。しかし、この時点では事業計画の細部は未定である場合がほとん どであるため、設計図面、計算書等を詳細に審査するものではない。
- 2 廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の争点となる関係地域の環境に及ぼす影響には 様々な事項が想定されることから、本条の「環境保全対策書」では、廃棄物処理法第 15 第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設の施設設置許可申請の際義務付けられている生活 環境調査の対象事項に限定せず、規則第 5 条により土壌汚染、搬出入車両等のより幅広 い事項を含めている。
- 3 廃棄物処理法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設は、周辺地域の環境に及ぼす影響についての調査を行うため評価することは可能であるが、それ以外の産業廃棄物処理施設にあっては、環境の保全上の影響を厳密に予測評価することは困難である。従って、規則第 5 条第 3 項の規定による環境保全対策書では、当該施設の設置によって一般的に想定される環境への影響、事業者が実施しようとしている対策及びその効果を記載すればよいこととし、現地調査の実施や詳細な予測評価等の事業者に過大な負担を強いる内容の記載までは要求しないこととする。
- 4 汚染土壌処理施設にあっては、汚染された土壌が通常の土壌と比べても外観の差はなく、処理の過程において汚染土壌の飛散や流出により汚染が拡散されるおそれがあり、特に周辺地域に及ぼす環境影響を事前に把握するとともに、影響の適切な回避及び低減の措置について検討する観点から生活環境影響調査結果等を記載した環境保全対策書の添付を義務付けることとする。
- 5 周辺に学校、病院等があるなどの特に環境保全が必要な地域に、産業廃棄物処理施設等の設置をする場合には、騒音等の自主基準目標値を定め、それを遵守することを誓約する「遵守誓約書」を提出させることにより、事業者に環境保全の重要性を理解させるとともに、必要な対策を講じてもらうものである。

条例

(関係地域の設定等)

- 第6条 市長は、事業計画書等の提出があったときは、規則で定めるところにより、関係 地域を定めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により関係地域を設定したときは、速やかに、その旨を事業者及び関係地域の代表者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の関係地域を設定するに当たって、当該産業廃棄物処理施設等の設置が本市に隣接する他の市の住民に対し環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該市の長に事業計画書が提出されている旨の通知をするものとする。

規則

(関係地域の設定)

第8条 条例第6条第1項の規定により関係地域の設定をするときは、事業用地の周囲の 地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通、事業計画書等の内容等を総合的 に勘案するものとする。

(関係地域の代表者)

- 第9条 条例第6条第2項、第15条第2項及び第18条第1項に規定する関係地域の代表者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 町自治会長(豊橋市自治連合会規約に規定する者をいう。)
 - (2) 前号に規定する者がいない地域においては、市長が認める者

【趣旨】

本条の規定は、関係地域の設定を市長が設定する旨と、その手続を定めたものである。

【解説】

関係地域は、条例第2条で定めるとおり、産業廃棄物処理施設等の設置に伴い環境保全上の支障が生ずるおそれのある地域であり、当該地域では産業廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が生じる可能性がある。そこで、市長は、周辺の諸状況や諸事情、事業計画書等の記載内容などの総合的な見地から関係地域を設定する。

「関係地域」は、次の産業廃棄物処理施設等の区分に応じ設定する。

- (1) 廃棄物処理法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設 次の区分に応じ、環境事項ごとに定める対象地域が含まれる町自治会等の区域とする。
 - ア 産業廃棄物処理施設 (焼却施設・溶融施設・PCB 処理施設・廃水銀等の硫化施設) 及び汚染土壌処理施設 (埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設を除く。) 関係

環境事項	対象地域
1 大気質	(1) 煙突排ガスによる影響
	プルーム式等の大気拡散式から推定される最大着地濃度出現
	距離を考慮して設定した地域(対象施設からの距離が最大着地濃
	度出現予想距離の概ね 2 倍の地点を含む地域とする。)とし、そ
	の設定に当たっては、地域の気象特性のほか、地形・土地利用の
	状況も勘案するものとする。
	(2) 産業廃棄物又は汚染土壌の運搬車両による影響
	車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路
	沿道の周辺の人家等が存在する地域とし、その設定に当たって
	は、運搬車両台数、現況交通量に対する寄与率、道路沿道周辺の
	人家等の状況を勘案するものとする。
2 騒音及び	(1) 施設の稼動による影響
振動	対象施設から発生する騒音又は振動が距離減衰式等により相

	当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地
	域とし、敷地境界から概ね 100 メートルまでの範囲とする。
	(2) 産業廃棄物運搬又は汚染土壌の車両による影響
	1(2)と同様の考え方により設定された地域とする。
3 悪臭	(1) 煙突排ガスによる影響
	1(1)と同様の考え方により設定された地域とする。
	(2) 施設からの悪臭の漏洩による影響
	対象施設周辺の人家等が存在する地域とする。
4 水質	(1) 施設排水を河川に放流する場合の影響
	水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲
	(河川においては、低水流量時に排出水が 100 倍に希釈される地
	点を含む流域とする。)を考慮して設定した地域とし、その設定
	に当たっては、当該地域の水象のほか、地形、土地利用、水利用
	の状況も勘案するものとする。
	(2) 施設排水を湖沼又は海域に放流する場合の影響
	水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲
	(湖沼にあっては、原則として全域(湖沼の大きさと事業規模を
	勘案して汚濁が一部地域に限定される場合にあっては、汚濁予測
	域(面積)の 5~10 倍程度とする。)とし、海域にあっては、新
	田式等の概略予測手法により予測される拡散範囲の距離の2倍程
	度、面積にして 4 倍程度の範囲とする。)を考慮して設定した地
	域とし、その設定に当たっては、当該地域の水象のほか、地形、
	土地利用、水利用の状況も勘案するものとする。

イ 産業廃棄物処理施設(最終処分場)及び汚染土壌処理施設(埋立処理施設及び自然 由来等土壌利用施設)関係

環境事項	対象地域
1 大気質	(1) 埋立作業による影響
	対象施設周辺の人家等が存在する地域とする。
	(2) 産業廃棄物又は汚染土壌の運搬車両による影響
	車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道路
	沿道の周辺の人家等が存在する地域とし、その設定に当たって
	は、運搬車両台数、現況交通量に対する寄与率、道路沿道周辺の
	人家等の状況を勘案するものとする。
2 騒音及び	(1) 埋立作業機械及び施設の稼動による影響
振動	対象埋立作業機械及び施設から発生する騒音又は振動が距離
	減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人
	家等が存在する地域とし、敷地境界から概ね 100 メートルまでの
	範囲とする。
	(2) 産業廃棄物又は汚染土壌の運搬車両による影響

車両の走行によって交通量が相当程度変化する主要搬入道 沿道の周辺の人家等が存在する地域とし、その設定に当たっ は、運搬車両台数、現況交通量に対する寄与率、道路沿道周辺	
	て
は、運搬車両台数、現況交通量に対する寄与率、道路沿道周辺	
	0
人家等の状況を勘案するものとする。	
3 悪臭 (1) 施設からの悪臭の発生による影響	
対象施設周辺の人家等が存在する地域とする。	
4 水質 (1) 施設(埋立地)からの浸透水の流出及び浸出液処理設備から	の
放流水による公共用水域の水質に及ぼす影響	
ア 陸上埋立最終処分場、陸上埋立処理施設及び自然由来等 =	壌
構造物利用施設	
水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される	範
囲(河川においては、低水流量時に排出水が 100 倍に希釈る	れ
る地点を含む流域とする。) を考慮して設定した地域とし、	そ
の設定に当たっては、当該地域の水象のほか、地形、土地利	∄、
水利用の状況も勘案するものとする。この場合において、誌	査
対象地域に湖沼、海域が含まれる場合には、イに準じて調査	対
象地域を設定するものとする。	
イ 水面埋立最終処分場、水面埋立処理施設及び自然由来等	土
壌海面埋立施設	
水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される	範
囲(湖沼にあっては、原則として全域(湖沼の大きさと事業	規
模を勘案して汚濁が一部地域に限定される場合にあっては、	汚
濁予測域(面積)の 5~10 倍程度とする。)とし、海域にあ	0
ては、新田式等の概略予測手法により予測される拡散範囲の	距
離の2倍程度、面積にして4倍程度の範囲とする。)を考慮	にし
て設定した地域とし、その設定に当たっては、当該地域のス	象
のほか、地形、土地利用、水利用の状況も勘案するものとす	5。
5 地下水 (1) 施設 (陸上埋立最終処分場、陸上埋立処理施設及び自然由ラ	等
土壌構造物利用施設)の存在による地下水の水位や流動状況へ	0
影響	
地下水の流れの変化により地下水に影響を及ぼす可能性の	あ
る地域とし、その設定に当たっては、当該地域の地形、地質、	地
下水、水象の状況に加え、水利用(井戸や河川等の利水施設の	存
在等)の状況を勘案するものとする。	

(2) その他の産業廃棄物処理施設

条例第2条第3号に規定する産業廃棄物処理施設((1)の施設を除く。以下同じ。)にあっては、当該施設の設置場所が含まれる町自治会等の区域とする。ただし、産業廃棄物処理施設の設置に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域が当該施設の設置場所が含まれる町自治会等の区域外にある場合には、当該地域が含まれる他の町自治会等

の区域も関係地域として設定することができる。

条例

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、速やかに、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書等を当該告示の日から30日間縦覧に供さなければならない。

規則

(告示及び縦覧)

- 第10条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所
 - (3) 産業廃棄物処理施設等の種類
 - (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類
 - (5) 産業廃棄物処理施設等の処理能力(最終処分場の場合にあっては埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量、埋立処理施設の場合にあっては埋立処理施設の用に供される場所の面積及び埋立容積、自然由来等土壌利用施設の場合にあっては利用の用に供される場所の面積及び利用容積)
 - (6) 縦覧の期間及び時間
 - (7) 関係住民は、意見書を提出することができる旨
 - (8) 意見書の提出先、提出期限及び提出方法
- 2 条例第7条の縦覧は、次の場所で行う。
 - (1) 豊橋市役所 (産業廃棄物処理施設にあっては環境部廃棄物対策課、汚染土壌処理施設にあっては同部環境保全課)
 - (2) 関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

【趣旨】

本条の規定は、関係地域、事業計画書等の公開に関する告示及び縦覧の手続を定めたものである。

【解説】

産業廃棄物処理施設等の設置は、関係地域以外にもさまざまな影響をもたらす可能性がある。そこで、本条では告示・縦覧の手続を定め、事業計画の存在を広く市民に公開することとしている。

このため、市長は、告示及び縦覧に際しては、関係住民や市民の利便性を考慮し、その 場所や時間、提供の方法などについて配慮する。

条例

(周知計画書の提出)

第8条 事業者は、第6条第2項の規定による通知を受けたときは、関係住民を対象とした事業計画についての説明会(以下「説明会」という。)の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

規則

(周知計画書)

第11条 条例第8条の周知計画書は、様式第3によるものとする。

【趣旨】

本条の規定は、事業者に対し、関係住民への事業計画等の周知方法などについて、市長 へ周知計画書を予め提出するよう定めたものである。

【解説】

産業廃棄物処理施設等設置に係る紛争の予防と調整を図るうえで、事業者が関係住民に対して事業計画の周知を真摯に行うことは、大変、重要である。そこで、市長は、事業者に対して周知計画書を提出させることにより、事業者の関係住民に対する周知の計画を事前に確認し、周知が十分に行われるよう、必要な指導を実施する。

条例

(説明会の開催等)

- 第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除くほか、第7条に規定する縦覧期間内に、 規則で定めるところにより、関係地域内において説明会を開催しなければならない。た だし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所に おいて開催することができる。
- 2 市長は、事業者が正当な理由がなく説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して説明会を開催するよう求めるものとする。
- 3 事業者は、第1項の説明会の開催のほか、事業計画の概要を記載した書類の配布又は回 覧により、関係住民に対し周知に努めなければならない。
- 4 事業者は、関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

規則

(説明会等)

第12条 事業者は、条例第9条第1項の規定により説明会を開催しようとするときは、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催日時及び開催場所を定めるものとする。また、事業者が必要と認める場合又は関係住民から要請があった場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに説明会を開催することができる。

- 2 事業者は、説明会において関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類及び図面 を配布するとともに、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければな らない。
- 3 事業者は、説明会に参加した者からの質問、要望等に対し、誠意をもって応答しなければならない。また、当該質問、要望等に対して十分な回答を行うため、必要に応じて補佐する者を同席させることができる。
- 4 事業者は、説明会において関係住民に対し、市長に意見書を提出することができる旨、 意見書の提出先及び提出期限を説明しなければならない。
- 5 市長は、必要に応じて関係職員に説明会を傍聴させ、状況を把握し、説明会での質疑 応答が適正に行われているかを確認するものとする。
- 6 条例第9条第4項の規定による報告は、様式第4によるものとする。
- 7 前項の報告には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 説明会で配布し、又は使用した書類及び図面
 - (2) 説明会以外で周知に使用した書類及び図面
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 8 市長は、第 6 項の報告を受けた場合において、関係住民への周知が十分でないと認め るときは、事業者に対し、再度説明会を開催すべきことを指示することができる。

【趣旨】

- 1 条例第9条第1項の規定は、事業計画の周知には説明会開催が最も適当であることから、説明会の開催を事業者に義務付けたうえで、周知に関する規定を定めたものである。
- 2 条例第9条第2項の規定は、事業者が正当な理由なくして説明会を開催しない場合に、 市長は説明会の開催を求めることを定めたものである。
- 3 条例第9条第3項の規定は、説明会に出席することができない関係住民もいることを 考慮して、事業者に対して書類の配布やその他の方法で周知を図る旨を定めたものであ る。
- 4 条例第9条第4項の規定は、事業者が関係住民に対して行った事業計画等の周知の状況を把握するために、事業者に対して、その実施状況についての報告を義務付けるものである。

【解説】

- 1 産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争は、事業者が行おうとする事業内容が関係住民に十分理解されていないことが発端となっている場合が多いことから、事業者に対し 説明会の開催等を通じて、事業計画の周知を図る義務を課したものである。
- 2 説明会開催の方法は、全ての関係住民を一同に会して開催する方法でも、地域の実状に応じて自治会別に分散開催する方法でもよいものとする。また、適当な会場がない場合は関係地域外の会場での開催も可能であるが、その際は、関係地域にできるだけ近い場所で開催するよう配慮する必要がある。
- 3 説明会が開催できない「正当な理由」とは、例えば関係住民が説明会の開催を拒否するなど、事業者の責めに帰することができない理由を指すものとする。
- 4 市職員が説明会を傍聴することにより、事業者の説明状況の把握や、説明会での質疑

応答が適正に行われているかを確認することができるものと考える。

5 市長は、報告書によって関係住民への周知が十分でないと判断される場合は、周知を 徹底するよう再度の説明会の開催の指示をするほか、必要な指導を行うこととなる。

条例

(関係住民の意見書の提出)

- 第 10 条 事業計画について環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第 7 条の規定による告示の日から起算して 45 日を経過する日(同条に規定する縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して 15 日を経過する日)までに、市長に意見書を提出することができる。
- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該意見 書の要旨を記載した書類(以下「要旨書」という。)を市長に提出しなければならない。

規則

(意見書等)

- 第13条 条例第10条第1項の意見書は、様式第5によるものとする。
- 2 条例第10条第3項の要旨書は、様式第6によるものとする。

【趣旨】

本条の規定は、事業計画等について、環境保全上の見地から意見を有する者が市長に対して意見書が提出できること及びその手続を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 関係住民の意見書の提出は、地域における健全な環境の保全上の見地から、事業計画 について行えることとし、事業計画に住民の意見を反映させるものである。
- 2 説明会の開催が多会場にわたるなどにより、最後の説明会開催が規定期間内(告示の日から30日間)に終了しなかった場合は、最後の説明会開催日から起算して15日を経過する日まで意見書提出期間を延長することとした。
- 3 事業者に意見書の写しを送付する場合、意見提出者の氏名、住所等個人を特定できる 情報は明らかにしない。なお、本人の要望がある場合はこの限りでない。
- 4 要旨書の提出は、送付された意見書(写し)について、事業者が適切に目を通し、内容の把握をしているかを確認するためのものである。

条例

(見解書の提出)

- 第 11 条 事業者は、前条第 3 項の要旨書の提出後、遅滞なく、意見書に対する見解を記載 した書面(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項の見解書の提出後、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解書について周知をしなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により関係住民に対し見解書について周知を図ったときは、規則

で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

規則

(見解書等)

- 第14条 条例第11条第1項の見解書は、様式第7によるものとする。
- 2 条例第11条第2項の規定による見解書の周知の方法は、次のいずれかとする。
 - (1) 説明会の開催
 - (2) 関係住民への文書の配布又は回覧
- 3 条例第11条第3項の規定による報告は、様式第8によるものとする。
- 4 前項の報告には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 5 第12条第1項、第2項及び第5項の規定は、第2項第1号の説明会について準用し、 第12条第8項の規定は、第3項の報告について準用する。

【趣旨】

本条の規定は、事業者に対し関係住民から提出された意見に対する見解書の提出を義務付けたものであり、同時にその内容を関係住民に周知するよう定めたものである。

【解説】

- 1 事業者が意見書に対する見解書を市長に提出するとともに、意見書を提出しなかった 関係住民にも見解書の内容の周知を行うことにより、関係住民が情報を共有することが できる。
- 2 市は、実施状況についての報告を受けることにより、事業者が行った関係住民に対する見解書の周知内容を把握することができる。

条例

(意見の調整)

第 12 条 市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、関係地域の環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について関係住民及び事業者との間の意見の調整を行うことができる。

【趣旨】

本条の規定は、市長が関係住民の意見と事業者の見解を十分尊重した上で、両者の意見の調整を行うことが出来ることを明らかにしたものである。

【解説】

市長が意見の調整を行うのは、あくまで関係地域の環境保全上の見地から必要と認められる範囲に限るものとする。

条例

(環境保全協定の締結)

第13条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置に関し、第10条第1項に規定する意見

書の提出期限の翌日から第5条第4項に規定する申請その他の行為を行う前までに、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定を関係住民と締結するよう努めなければならない。

- 2 関係住民は、前項の協定の締結について協力するよう努めなければならない。
- 3 市長は、第1項の協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。
- 4 事業者は、環境保全協定において第5条第3項の遵守誓約書に係る内容が変更される場合には、その旨を市長に届け出なければならない。

規則

(環境保全協定の締結)

第15条 条例第13条第1項に規定する環境保全協定は、事業者及び第9条に定める関係 地域の代表者が締結するものとする。

【趣旨】

本条の規定は、産業廃棄物処理施設等の設置に関して、事業者と関係住民が協力して環境保全協定を締結すべきことを定めたものである。

【解説】

事業者は、関係住民の協力を得て合意形成に努めなければならない。また、協定に盛り込まれるべき事項を例示すれば次のとおりである。

- (1) 地域の環境の保全のための措置に関する事項
- (2) 協定履行に係る確認方法及びその結果周知に関する事項
- (3) 協定不履行の場合の措置に関する事項
- (4) その他地域における健全な環境の維持に関して必要な事項

条例

(事業計画書等の変更)

- 第 14 条 事業者は、事業計画書等の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け 出なければならない。
- 2 事業者は、周知計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による事業計画書等の内容の変更(軽微な変更その他規則で定める変更を 除く。)については、第5条、第6条及び第8条から前条までの規定の例による。
- 4 前項の場合において、第9条第1項中「第7条に規定する縦覧期間内」とあるのは「周知計画書を市長に提出した日から30日以内」と、第10条第1項中「第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)」とあるのは「説明会が終了した日から起算して15日を経過する日」と読み替えるものとする。

規則

(事業計画書等の変更の届出)

- 第16条 条例第14条第1項の規定による事業計画書等の変更の届出は、様式第9による ものとする。
- 2 条例第 14 条第 2 項の規定による周知計画書の変更の届出は、様式第 10 によるものと する。

(条例第14条第3項の規則で定める変更)

第17条 条例第14条第3項の規則で定める変更は、公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更とする。

【趣旨】

本条の規定は、事業者が事業計画書又は周知計画書の内容を変更しようとする場合の手続について明らかにしたものである。

【解説】

- 1 事業計画又は周知計画の変更について届出を求めるのは、これによって変更の内容を 的確に把握することにより、条例の適正な運用を図ろうとするためである。
- 2 変更届が出された場合、変更された事業計画書をもって改めて本条例の手続を経ることが必要になる。
- 3 変更届には事業計画書に添付した書類及び図面に代えて、当該変更に係る書類及び図面を添付しなければならない。
- 4 事業者自体に変更があった場合には、次の場合を除き、変更届ではなく、事業計画の 廃止の扱いとする。
 - (1) 有限会社から株式会社など、組織変更に伴う事業者の変更
 - (2) 事業計画書を提出した法人の消滅を伴わない吸収合併により新たな法人が設立されたことに伴う事業者の変更

条例

(事業計画の廃止の届出等)

- 第 15 条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければ ならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示し、関係地域の代表者に通知するものとする。

規則

(廃止届)

第 18 条 条例第 15 条第 1 項の規定による事業計画の廃止の届出は、様式第 11 によるものとする。

【趣旨】

本条の規定は、事業者が事業を廃止する場合の手続について明らかにしたものである。

【解説】

- 1 事業計画の廃止の周知は、文書の配布等によることとし、説明会の開催までは求めない。
- 2 事業計画の廃止の届出がない場合でも、実態として事業計画が廃止されたと認められる場合、例えば事業者の法人が倒産あるいは解散したようなときは廃止されたものとして取り扱う。

条例

(あっせん)

- 第 16 条 事業者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に 規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上市長が あっせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、豊橋市産業廃棄物処理施設等設置調整委員会に諮問するものとする。

規則

(あっせん)

- 第19条 条例第16条第1項のあっせんの申請は、様式第12によるものとする。
- 2 市長は、条例第 16 条第 2 項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その 旨を当事者に通知するものとする。
- 3 市長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席又は必要な資料の提出を求めること ができる。

【趣旨】

本条の規定は、事業者若しくは関係住民の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、市長は原則としてあっせんを行い、紛争の解決に努めることを明らかにしたものである。

【解説】

- 1 「あっせん」とは、紛争の当事者間の交渉が円滑に行えるようにその間に入って仲介 する一切の行為をいう。紛争の解決は、あくまでも当事者間の自主的解決によるものと し、合意形成の促進を図るために、あっせんという手法を取り入れたものである。
- 2 「その性質上市があっせんを行うことが適当でないと認めたとき」とは、いたずらに 遅延させる等不当な目的であっせんの申請がなされたと認められるときや環境保全の 見地以外の利害関係が原因の紛争であると認められるとき等をいう。

条例

(あっせんの打切り)

- 第 17 条 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- 2 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

【趣旨】

本条の規定は、市長が当該紛争について、あっせんによっては解決の見込みがない場合 に、あっせんを打ち切ることとその手続を明らかにしたものである。

【解説】

当事者間の紛争の予防と調整がこの条例の目的である以上、あっせんの打ち切りは予定するところではないが、双方の主張が対立して相互の歩み寄りの余地がなく、やむを得ずあっせんを打ち切った場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の誠実かつ適切な努力にもかかわらず、合意形成に至らなかったと認められる場合は、事業者が条例第 18 条第 1 項の環境保全誓約書を提出することによって条例の手続は終了したものとなる。
- (2) 事業者が不誠実な対応をしたときは、条例第 21 条第 1 項の勧告を行うことになる。また、事業者がその勧告に従わないときは、氏名、違反の事実等を公表することとなる。

条例

(環境保全誓約書の提出)

- 第 18 条 前条第 1 項の規定によりあっせんを打ち切った場合において、環境保全協定を締結できないことが事業者の責めに帰さない事由によるときは、事業者は、規則で定めるところにより、環境保全に関する誓約書(以下「環境保全誓約書」という。)を市長及び関係地域の代表者に提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により環境保全誓約書を提出したときは、当該関係地域の代表者 への提出状況について市長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、環境保全誓約書において第5条第3項の遵守誓約書に係る内容が変更される場合には、その旨を市長に届け出なければならない。

規則

(環境保全誓約書)

- 第20条 条例第18条第1項の環境保全誓約書には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 始業及び終業の時間並びに搬出入の時間帯
 - (2) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響及びその対応策
 - (3) 関係住民の施設内への立入条件
 - (4) 情報開示の要件
 - (5) その他必要事項

【趣旨】

本条の規定は、市長があっせんを打ち切った場合の環境保全について手続を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 あっせんを打ち切った場合においても関係地域の生活環境を保全する必要があることから、事業者に対し必要な措置を講ずることを定めたものである。
- 2 事業者が誠実な対応などをしているにもかかわらず、環境保全協定が結べない場合は、 事業者は市長及び関係地域の代表者に環境保全誓約書を提出することとなる。

条例

(産業廃棄物処理施設等設置調整委員会)

- 第19条 第16条第3項の規定による諮問に応じ、必要な事項について調査審議するため、 豊橋市産業廃棄物処理施設等設置調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、廃棄物若しくは汚染土壌の処理、法律又は環境に関し専門知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会の会議は、公開しない。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

規則

(委員会の会長)

- 第21条 条例第19条第1項に規定する豊橋市産業廃棄物処理施設等設置調整委員会(以下「委員会」という。)に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その 職務を行う。

(委員会の会議)

- 第22条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 4 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(委員会の庶務)

第 23 条 委員会の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理し、同部環境保全課はこれ を補佐する。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し重要な事項を調査審議するための機関として、豊橋市産 業廃棄物処理施設等設置調整委員会を設置する旨を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 委員会においては、条例第 16 条第 3 項の規定により市長が意見を求めた事項について、調査審議する。
- 2 委員会を設置するのは、産業廃棄物処理施設の設置が地域の環境に及ぼす影響の予測 や公平な立場での紛争のあっせん等に高度な専門知識が必要とされるためである。

条例

(報告の徴収)

第 20 条 市長は、この条例の施行において、事業者に対し必要な事項についての報告を求めることができる。

【趣旨】

本条の規定は、事業者に対し報告の徴収ができる旨を明らかにしたものである。

【解説】

市長が事業者から徴収することができる報告は、この条例の実施に必要な範囲に限定する。報告徴収の事例としては、次の事項などが考えられる。

- (1) 提出を受けた書類に対し、追加の説明等を求める場合
- (2) 手続の進捗状況を確認する場合
- (3) 豊橋市産業廃棄物処理施設等設置調整委員会において審議された事項について、資料、説明等を求める場合

条例

(勧告及び公表)

- 第 21 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - (1) 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。
 - (2) 第9条第2項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。
 - (3) 見解書を正当な理由がなく提出しないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な 理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行ったとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる

事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

規則

(公表)

- 第24条 条例第21条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所
 - (3) 違反の事実及び勧告の内容
 - (4) 公表に至った経緯
- 2 前項の公表は、市の掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものと する。

【趣旨】

本条の規定は、事業者が条例の手続に従わないとき又は不正若しくは不誠実な行為を行ったときの市長がとるべき措置を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 本条例の制裁規定は勧告及び公表のみで、罰則は設けていない。しかし、公表による 社会的制裁の効果により、事業者は事実上事業を行うことが困難になることが想定され るため、罰則に近い効果が予想される。
- 2 本条例の目的が産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業者と関係住民間の紛争の予防と調整にあることから、その目的達成を阻害する条例 21 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのような事業者の対応は、勧告の対象となる。
- 3 条例第 21 条第 1 項第 4 号に該当するものとしては、例えば、環境保全協定の締結に際して事業者に不正又は不誠実があったときなどが考えられる。
- 4 公表を行おうとする場合は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)及び豊橋市行政手 続条例(平成 9 年豊橋市条例第 1 号)により、事業者に弁明の機会を与えることとなる。
- 5 公表は、新聞等のマスコミに発表することによって行うこととなる。
- 6 公表を受けた者が産業廃棄物処理施設の許可申請を行ったときは、許可の欠格事由である「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの(廃棄物処理法第7条第5項第4号チ)」に該当するとみなされる場合もある。

条例

(適用除外)

- 第22条 次に掲げる産業廃棄物処理施設については、この条例の規定は適用しない。
 - (1) 産業廃棄物を排出する者(中間処理業者(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。)を除く。)が当該産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物を排出する工場又は事業場の敷地内に設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第

- 11 号の 2 から第 14 号までに規定する施設を除く産業廃棄物処理施設
- (2) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される産業廃棄物処理施設その他移動式の産業廃棄物処理施設(同一の敷地内で継続的に使用するものを除く。)
- 2 産業廃棄物処理施設のうち規則で定めるものについては、第7条及び第15条第2項(関係地域の代表者への通知に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。この場合において、第9条第1項中「第7条に規定する縦覧期間内」とあるのは「周知計画書を市長に提出した日から30日以内」と、第10条第1項中「第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)」とあるのは「説明会が終了した日から起算して15日を経過する日」と読み替えるものとする。

規則

(適用除外)

- 第25条 条例第22条第2項に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。
 - (1) 第2条第2号に規定する施設であって、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 産業廃棄物の焼却施設であって、1時間当たりの処理能力が150キログラム以上のもの
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条第 7 号に規定する産業廃棄物の破砕施設であって、1 日当たりの処理能力が 5 トンを 超えるもの
 - ウ 産業廃棄物の発酵施設、堆肥化施設又は熱分解施設
 - エ 特別管理産業廃棄物の処理施設
 - (2) 第2条第3号に規定する施設であって、屋外で選別行為を行わないもの

【趣旨】

本条の規定は、条例が適用されない産業廃棄物処理施設の範囲及び条例が適用される産業廃棄物処理施設の中で告示・縦覧手続を行わない施設の範囲を明らかにしたものである。

【解説】

- 1 産業廃棄物排出事業者(産業廃棄物の中間処理業者は除く。)が排出する廃棄物を処理 する施設であって自社の敷地内に設置する施設のうち、焼却施設、廃石綿等及び石綿含 有産業廃棄物の溶融施設、PCB処理施設、廃水銀等の硫化施設及び最終処分場は条例の 対象となる。
- 2 移動式の産業廃棄物処理施設については、排出場所の変動に伴って処理施設が移動する場合は、設置の場所が特定できず、関係地域の設定ができないことから、本条例の対象外とする。ただし、移動可能な産業廃棄物処理施設であっても、一定の場所で継続使用する場合には固定式のものとして扱うため、除外しないものとする。
- 3 下記の産業廃棄物処理施設は告示・縦覧手続を必要とする。その理由は、当該施設の 設置をすることが関係地域における環境の保全及び健康上への影響が懸念されるためで

あり、広く市民に周知する必要があるとの判断によるものである。

- ① 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設
- ② ①以外の産業廃棄物を処分する施設であって以下の施設
 - ・産業廃棄物の焼却施設で、1時間当たりの処理能力が150キログラム以上のもの
 - ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずの破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
 - ・産業廃棄物の発酵施設、堆肥化施設又は熱分解施設
 - ・特別管理産業廃棄物の処理施設
- ③ 産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する産業廃棄物の積替え又は保管を行う施設であって、屋外で選別行為を行うもの
- ④ 汚染土壌処理施設

規則

(書類等の提出部数)

- 第 26 条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。
 - (1) 様式第1及び様式第2(添付書類及び図面を含む。) 正副2部及び縦覧のために市 長が必要とする部数
 - (2) 様式第 5 1 部
 - (3) 前2号に掲げる様式以外の様式(添付書類及び図面を含む。) 正副2部

条例

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

規則

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条の規定は、この条例の定め以外に条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることを規定したものである。

条例

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱(以下「産業廃棄物要綱」

という。) 第 10 条第 2 項の規定により事前協議書が提出されている場合における当該産業廃棄物処理施設の設置については、なお従前の例による。

- 3 要綱第 15 条第 1 項の規定により締結された協定は、第 13 条第 1 項の規定により締結された産業廃棄物処理施設に係る協定とみなす。
- 附 則 (平成 19年3月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱(以下「汚染土壌要綱」という。)第7条第2項の規定により事前協議書が提出されている場合における当該 汚染土壌処理施設の設置については、なお従前の例による。
- 3 要綱第 13 条第 1 項の規定により締結された協定は、改正後の第 13 条第 1 項の規定により締結された汚染土壌処理施設に係る協定とみなす。
- 附 則 (平成 29 年 9 月 29 日条例第 34 号)

この条例は平成29年10月1日より施行する。

- 附 則(令和2年3月27日条例第13号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

規則

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 34 号)
 - この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成22年3月31日規則第45号)
 - この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成 24 年 3 月 19 日規則第 16 号)
 - この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和 2 年 3 月 27 日規則第 36 号)
 - この規則は、公布の日から施行する。

【趣旨】

この附則の規定は、本条例の施行期日及び産業廃棄物要綱又は汚染土壌要綱により事前協議書が提出されている場合の経過措置を定めたものである。

【解説】

- 1 本条例のうち制定条例(平成18年条例第22号)の公布の日から施行の日までの間は、 条例の周知期間としている。
- 2 制定条例の施行前に、事業者が産業廃棄物要綱による産業廃棄物処理施設の設置に関する事前協議書を提出した場合には、産業廃棄物要綱の規定に基づく手続を進めることとなる。同様に、一部改正条例(平成 22 年条例第 16 号)の施行前に、事業者が汚染土壌要綱による汚染土壌処理施設の設置に関する事前協議書を提出した場合には、汚染土壌要綱の規定に基づき手続を進めることになる。

< 産業廃棄物処理施設に関すること> 豊橋市環境部廃棄物対策課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 電話 0532-51-2406・2407 FAX 0532-56-0566 E-mail haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp

<汚染土壌処理施設に関すること> 豊橋市環境部環境保全課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 電話 0532-51-2390 FAX 0532-56-5577

E-mail kankyohozen@city.toyohashi.lg.jp